



2015.2



消費者相談室ニュース

引っ越しトラブルを防ぐために

最近、引っ越し業者への見積もりをインターネットや電話オペレーターが行なうことが珍しくなくなりました。このような場合、事業者は消費者が事前に提供した情報に基づいて費用の見積もりを行いません。そのため、旧居・新居の建物状況（階数やエレベーターの有無）や、荷物量、間取り、周辺道路などの情報について、よりの確に伝えて契約することが重要です。

しかし、中には契約約款や見積書の提示がなかったり、契約書も交わさない事業者がいますので、注意が必要です。

- 引っ越しサービスを利用する際は、宣伝や広告に惑わされず、複数の業者から相見積もりを取って、内容を比較検討しましょう。問い合わせや連絡に細やかに対応してもらえるなど、家財を信用して託せる事業者を選ぶようにしましょう。
- 安さばかりを強調したり、契約を急がせたり、強引に梱包材を置いていくような事業者には気をつけましょう。梱包材は引越を依頼する運送事業者を決めてから受け取るようにしましょう。
- ネットで見積もりなどを依頼する場合、事業者と連絡を密にし、詳細な見積書を受け取るようにしましょう。また、追加や変更点は口約束ではなく、書面で残すようにしましょう。
- 特定の事業者とのインターネット回線契約とセットによる料金の割引や高額なキャッシュバックを提示している契約では、キャンセルする場合に手間や時間がかかることがあります。料金の安さだけでなく、そのインターネット回線契約が必要かどうか検討してから契約しましょう。
- 「標準引越運送約款」をよく読みましょう。この約款は、見積もり時に消費者に提示することになっています。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

